

事業群評価調書（令和7年度実施）

基本戦略名	1-3 長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる	事業群主管所属・課(室)長名	教育庁 教育環境整備課	山崎 賢一
施策名	6 安全・安心が確保された教育環境の整備	事業群関係課(室)	学事振興課	
事業群名	③ 子どもたちが安心して学ぶことができる修学支援の充実	令和6年度事業費(千円)	※下記「2. 令和6年度取組実績」の事業費(R6実績)の合計額	6,310,506

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文) 授業料やその他の教育に係る経費の負担を軽減し、経済的理由により就学の機会が失われないよう、子どもたちが安心して学べる環境を整備します。				(取組項目) i) 授業料等を含む教育に係る保護者負担の軽減 ii) 特別支援学校への就学に要する保護者負担の軽減																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準年</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>最終目標(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">事業群 「経済的理由」による中途退学者の割合</td> <td>目標値①</td> <td>1.3%</td> <td>1.2%</td> <td>1.1%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%以下 (R7年度)</td> <td>1.0%以下 (R7年度)</td> </tr> <tr> <td>実績値② (H27~29年度 平均)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.2%</td> <td>1.0%</td> <td>進捗状況</td> <td>進捗状況</td> </tr> <tr> <td>達成率 ②/①</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>順調</td> <td>順調</td> </tr> </tbody> </table>				指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	事業群 「経済的理由」による中途退学者の割合	目標値①	1.3%	1.2%	1.1%	1.0%	1.0%以下 (R7年度)	1.0%以下 (R7年度)	実績値② (H27~29年度 平均)	0	0	0.2%	1.0%	進捗状況	進捗状況	達成率 ②/①					順調	順調	(進捗状況の分析) 授業料やその他の教育にかかる経費について、国の補助制度等を活用し、保護者の負担軽減を図っている。 令和6年度の「経済的理由」による中途退学者の割合は、全国平均1.2%に対し、本県は1.0%で、昨年度から増加しているが、本県の中途退学者の割合が全国よりも低い理由としては、本県が独自に行っている支援制度も一因であると考えられる。
指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)																											
事業群 「経済的理由」による中途退学者の割合	目標値①	1.3%	1.2%	1.1%	1.0%	1.0%以下 (R7年度)	1.0%以下 (R7年度)																											
	実績値② (H27~29年度 平均)	0	0	0.2%	1.0%	進捗状況	進捗状況																											
	達成率 ②/①					順調	順調																											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>「経済的理由」による 中途退学者の割合</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎県</td> <td>1.3</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.2</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>1.5</td> <td>1.4</td> <td>1.4</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table>	「経済的理由」による 中途退学者の割合	R2	R3	R4	R5	R6	長崎県	1.3	0.0	0.0	0.2	1.0	全国	1.5	1.4	1.4	1.2	1.2												
「経済的理由」による 中途退学者の割合	R2	R3	R4	R5	R6																													
長崎県	1.3	0.0	0.0	0.2	1.0																													
全国	1.5	1.4	1.4	1.2	1.2																													

2. 令和6年度取組実績（令和7年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要 令和6年度事業内容及び実施状況 (令和7年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標) 主な指標	令和6年度事業の成果等			
				R5実績	うち一般財源	人件費(参考)			R5目標	R5実績	達成率	R6目標
取組項目 i	○	1	公立高等学校等就学支援費	事業期間 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業 (公共、研究等)	●事業内容 保護者等の課税標準額(課税所得額)×6%－市町村民税の調整控除の額の合算額が304,200円未満(年間所得が約910万円未満)の高校生に対し、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給する。 ●実施報告 所得要件を満たす世帯の高校生に対し、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給した。(実際の手続きとしては、国から支給される支援金を、県が代理受領を行うことで、授業料を徴収しない)	【活動指標】 受給者数(人)	数値目標なし	19,542	—	●事業の成果 ・保護者等の所得が条件を満たす世帯の高校生に対し、授業料相当額の支援金を支給した。
				R5実績 2,173,264	361	7,659		数値目標なし	19,289	—		
				R6実績 2,132,153	63	7,884		数値目標なし	—	—		
				R7計画 2,172,877	537	8,666		—	—	—		
				高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条				—	—	—		
				H26-				—	—	—		
				教育環境整備課	○	○		—	—	—		
								—	—	—		
								—	—	—		
								—	—	—		

○	2	公立高校奨学給付金事業	335,065	223,720	3,830	<p>●事業内容 全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等がいる低所得世帯を対象に、授業料以外の教育費負担を軽減するための支援事業</p> <p>●実施状況 授業料以外の教育費負担を軽減するため、県内に住所を有する保護者等の所得状況が、生活保護受給世帯や非課税世帯の高校生の保護者に対して、奨学給付金を支給した。</p>	【活動指標】 補助対象者への支給率 (%)	100	100	100%	<p>●事業の成果 ・生活保護受給世帯や非課税世帯の高校生の保護者に対して、奨学給付金を支給した。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・授業料以外の教育費として奨学給付金を支給し、教育の機会均等のための保護者の経済的負担の軽減に寄与した。</p>
			435,951	290,874	3,154		100	100	100%		
			380,144	253,865	4,727		100				
			—								
			H26-								
取組項目	3	高等学校私立学校助成費（高等学校等就学支援事業等）	3,287,038	268,088	20,525	<p>●事業内容 一定の家計状況に該当する世帯の高校生に対し、就学支援金、奨学給付金等を支給するとともに、高等学校通信制の生徒を対象に、就学を促進するための就学奨励資金の貸与を行う。</p> <p>●実施状況 ・私立高等学校に係る授業料については、保護者負担の軽減を図るために、年収約910万円未満の世帯の所得に応じ、就学支援金を支給しており、さらに、生活保護世帯及び年収約590万円以上720万円未満の世帯に対しては、就学支援金に加えて授業料軽減補助金を支給した。 ・家計急変を含む低所得の世帯に対しては、授業料以外の教育費負担を軽減するため奨学給付金を支給した。 ・高等学校通信制高校の生徒を対象に、修学を促進するため修学奨励資金の貸与を行った。 ・この他、私立学校に通学する生徒の交通費の負担軽減を図るための生徒通学費補助や、高等学校が未設置の離島から県内本土の私立学校に進学する生徒の保護者が負担する通学費等の一部補助を行った。</p>	【活動指標】 受給者数 (人)	数値目標なし	9,858	—	<p>●事業の成果 ・年収約910万円未満の世帯の高校生に対し、就学支援金を支給し、家計急変を含む低所得の世帯に対しては、奨学給付金を支給した。</p> <p>●通信制高校の生徒に対し、修学奨励資金の貸与を行った。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・教育の機会均等のための保護者の経済的負担の軽減に寄与した。</p>
			3,246,918	299,079	21,841		数値目標なし	9,973	—		
			3,357,369	306,579	21,825		数値目標なし				
			教育基本法第4条、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条、離島振興法第15条、長崎県総務部関係補助金等交付要綱								
			H12-								
			○	—	—						
			学事振興課	高校生等							
○	4	高等学校通学費補助金	35,099	35,099	1,532	<p>●事業内容 公立高等学校の生徒で、住民税所得割額が非課税の世帯及び高額定期券（1ヶ月3万円以上）を負担する保護者に対して、通学費の一部の補助を行う。</p> <p>●実施状況 公立高等学校の生徒で、住民税所得割額が非課税の世帯及び高額定期券（1ヶ月3万円以上）を負担する保護者に対して、通学費の一部を補助した。</p>	【活動指標】 補助対象者への支給率 (%)	100	100	100%	<p>●事業の成果 ・低所得者世帯や、一定以上の通学費を負担している保護者に対して、通学費の一部を補助した。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・保護者の経済的負担の軽減に寄与した。</p>
			43,423	43,423	1,557		100	100	100%		
			43,183	43,183	1,576		100				
			—								
			S48-								
○	5	教育環境整備課	—	—	—	<p>●事業内容 勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進するため、修学奨励資金の貸与や教科書・学習費の購入に対する助成を行う。</p> <p>●実施状況 定時制及び通信制高校の生徒を対象に、保護者の経済的負担を軽減するため、就学奨励資金の貸与及び教科書や学習書の購入に対する補助を行った。</p>	【活動指標】 補助対象者への支給率 (%)	100	100	100%	<p>●事業の成果 ・定時制及び通信制高校の生徒を対象に、修学奨励資金の貸与及び教科書や学習書の購入に対する補助を行った。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・保護者の経済的負担の軽減に寄与した。</p>
			3,895	3,895	766		100	100	100%		
			2,287	2,287	788		100				
			7,026	7,026	788		100				
			—								
			S49-								
○	5	教育環境整備課	—	—	—	<p>定時制及び通信制の生徒</p>	【成果指標】 補助受給者数 (人)	数値目標なし	412	<p>●事業の成果 ・定時制及び通信制高校の生徒を対象に、修学奨励資金の貸与及び教科書や学習書の購入に対する補助を行った。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・保護者の経済的負担の軽減に寄与した。</p>	
			—	—	—			数値目標なし	435		
			教育環境整備課	—	—			数値目標なし			

取組項目i	6	公立高校離島高校生修学支援費	8,842	4,422	766	<p>●事業内容 高等学校が設置されていない離島から、本土又は離島の高等学校へ進学や通学をする生徒を対象に、通学に要する経費又は居住費の一部の補助を行う。</p> <p>●実施状況 高等学校が設置されていない離島から、本土又は離島の高等学校へ進学や通学をする生徒を対象に、通学に要する経費又は居住費の一部を補助した。</p>	【活動指標】 補助対象者への支給率 (%)	100	100	100%	<p>●事業の成果 ・高校未設置の離島から、進学や通学をする高校生の保護者に対して、通学費や居住費の一部を補助した。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・保護者の経済的負担の軽減に寄与した。</p>
			5,960	2,980	788		100	100	100%		
			9,620	4,810	788		100				
		離島振興法第15条第1項									
		H24-									
		教育環境整備課	—	—	—						
取組項目i	7	長崎県育英会助成費	45,493	45,493	1,532	<p>●事業内容 県内に住所を有する者の子である学生及び生徒で、向学心に富み、優れた素質を持ちながら経済的理由により、大学や高校等への修学が困難なものに対し、学資の貸与を行っている公益財団法人長崎県育英会へ助成を行うもの。</p> <p>●実施状況 奨学金事業を行う長崎県育英会に対して、運営費の補助を行った。</p>	【活動指標】 新規貸与者数 (人)	—	—	—	<p>●事業の成果 ・奨学金事業を行う長崎県育英会に対して、運営費の補助を行った。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・保護者の経済的負担の軽減に寄与した。</p>
			45,088	45,088	1,577		—	—	—		
			44,667	44,667	788		—				
		H9(以前)-									
		教育環境整備課	—	—	—		長崎県育英会				
取組項目ii	8	私立専門学校生への経済的支援事業	178,226	75,762	3,829	<p>●事業内容・実施状況 令和2年度から、修学支援新制度として、機関認定を受けた学校が実施する、年収約380万円以下の世帯に対する、授業料等の減免について、所要額を支給している。また、令和6年度から理工農系の学生と多子世帯の学生については年収自安約600万円以下の世帯まで拡充し、所要額を支給した。</p> <p>教育基本法第4条、大学等における修学の支援に関する法律第8条、長崎県総務部関係補助金等交付要綱</p>	【活動指標】 授業料を減免した学校数(校)	数値目標なし	14	—	<p>●事業の成果 ・授業料等の減免を実施した専門学校に対して助成を行った。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・保護者の経済的負担の軽減に寄与した。</p>
			167,608	83,804	3,942		数値目標なし	16	—		
			386,634	193,317	3,939		数値目標なし				
		H28-					【成果指標】 授業料の減免を受けた生徒数(人)	数値目標なし	533	—	
		学事振興課	○	—	—		数値目標なし	414	—		
取組項目ii	9	特別支援教育就学奨励費	225,535	112,821	3,830	<p>●事業内容 特別支援学校への就学に要する保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の経済状況に応じて、就学に必要な経費を助成する。</p> <p>●実施状況 交通費、学用品購入費等を助成した。</p>	【活動指標】 補助対象者への支給率 (%)	100	100	100%	<p>●事業の成果 ・特別支援学校へ通学する児童生徒の保護者に対し、経済状況に応じて、就学に必要な経費（交通費、学用品購入費等）を助成した。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・保護者の経済的負担を軽減するとともに、障害のある子どもたちの教育環境の充実に寄与した。</p>
			231,118	115,560	3,942		100	100	100%		
			267,923	134,014	3,939		100				
		特別支援学校への修学奨励に関する法律第2条									
		S33-					【成果指標】 補助受給者数 (人)	数値目標なし	1,631	—	
		教育環境整備課	○	—	—		数値目標なし	1,625	—		
							数値目標なし				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 授業料等を含む教育に係る保護者負担の軽減	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業料相当額を支給する就学支援金では、公立が約86%、私立が約83%受給している。 私立高校においては、令和2年度から就学支援金制度の拡充が実施され、年収約590万円未満の世帯に対する支給額を、全国の私立高校の授業料平均額である33,000円まで引き上げている。また、支援が不足している生活保護世帯及び年収約590万円以上720万円未満の世帯に対しては、就学支援金と併せて県独自の授業料軽減補助金を実施して、教育費負担軽減を図っているが、支給額や対象とする世帯については、各県で異なっている。 奨学給付金では、公立、私立ともに約16%の世帯に対して、授業料以外の教育費の補助を行い、教育費負担の軽減を図っている。 離島高校生修学支援では、公立・私立併せ46人（令和6年度実績：公立36人、私立10人）に対して通学費または居住費等の補助を行っている。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立高校の教育費負担軽減に関しては、全国一律の制度として実施するのが望ましく、家庭の経済状況にかかわらず、全ての高校生等が安心して修学できるように就学支援金のさらなる拡充を引き続き国へ要望する。 修学支援新制度においては、機関要件を満たしている専門学校の学生に支援が限定されており、同要件を満たしている学校は、令和6年4月1日時点で、23校中16校となっている。多くの学生が支援を受けられるように、未申請の学校に対しては、適宜状況を確認し、申請を推奨する。
ii 特別支援学校への就学に要する保護者負担の軽減	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育修学奨励費は、特別支援学校の在籍者の約90%にあたる1,625人（令和6年度実績）が受給している。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>—</p>

4. 令和7年度見直し内容及び令和8年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業番号	事業事業名 事業期間 所管課(室)名	令和7年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和7年度の新たな取組は「R7新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和8年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○ 2	公立高校奨学給付金事業	非課税世帯の高校生の保護者に対し、第1子にかかる給付額を122,100円から第2子以降にかかる給付額と同額である143,700円へ引き上げて支給することとした。	⑧	国の制度拡充の動きを注視しつつ、引き続き、授業料以外の教育にかかる保護者の経済的負担軽減のための支援を行っていく。	現状維持
		H26-				
		教育環境整備課				
	○ 3	高等学校私立学校助成費（高等学校等就学支援事業等）	就学支援金について、令和7年度に限り、所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の高校生等に対し、118,800円を授業料相当の教育費として支給することとした。	⑧	就学支援金制度の拡充について、令和8年度から所得制限の撤廃や加算額の引き上げが予定されており、国において協議が行われている段階であることから、引き続き、国の制度拡充の動きを注視しつつ、県独自の授業料軽減補助制度について検討していく。	拡充
		H12-				
		学事振興課				
	4	高等学校通学費補助金	遠距離通学者について、これまで定期券月額30,000円以上である者を補助対象とし、控除基本額（12,000円）を超える金額の1/2の額を補助していたが、補助対象を定期券月額25,000円以上と見直し、25,000円を超える金額の10/10を補助することとした。なお、令和7年度1年生から順次適用していくこととした。	—	令和9年度に全学年において制度改革が適用されることとなることから、その間、推移を注視していく。	現状維持
		S48-				
		教育環境整備課				

取組項目i	5	高等学校定時制・通信制課程修学奨励費	貸与対象者に係る年間所得の限度額を270万円から288万円へ引き上げた。 また、当該生徒が扶養親族を有する場合の年間所得又は当該生徒を扶養している者の年間所得が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額に対する割合を18.6%から19.0%に引き上げた。	—	勤労青少年の就学促進のため、今後も同様に事業を継続する必要がある。	現状維持
		S49-		—		
		教育環境整備課		—		
取組項目i	6	公立高校離島高校生修学支援費	—	—	引き続き、高等学校が設置されていない離島から、本土又は離島の高等学校へ進学や通学をする生徒に対する支援を行っていく。	現状維持
		H24-				
		教育環境整備課				
取組項目ii	7	長崎県育英会助成費	—	—	(公財)長崎県育英会は、修学が困難なものに対し学資の貸与事業を実施しており、返還金回収に要する様々な事務費など育英会の円滑な運営のためには、今後も補助をしていく必要がある。	現状維持
		H9(以前)-				
		教育環境整備課				
取組項目ii	8	私立専門学校生への経済的支援事業	令和7年度より、多子世帯の学生等に対し、所得制限を撤廃し授業料・入学金を上限額まで支給することとした。	—	引き続き、私立専門学校の保護者の経済的負担の軽減に対する支援を行っていく。	現状維持
		H28-				
		学事振興課				
取組項目ii	9	特別支援教育就学奨励費	—	—	昭和33年度から実施している国庫補助事業である。障害のある子どもたちの教育環境を確保するため、今後も同様に事業を継続していく必要がある。	現状維持
		S33-				
		教育環境整備課				

注：「2. 令和6年度取組実績」に記載している事業のうち、令和6年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戰略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しなっているか。
- ⑩ その他の視点